

(財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2013年3月)

【新法制定で個人単位での選挙人登録制度を導入～世帯単位の登録システムから移行】

2015年末までに新制度を整備～既存の選挙人名簿とその他の公的記録を照合して移行作業

2013年1月下旬、「2013年選挙人登録・選挙事務法(Electoral Registration and Administration Act 2013)」が国会で成立し、女王の裁可を受けた。同法の目的は、英国における¹選挙人登録制度を従来の世帯単位から個人単位に移行させることで不正選挙の防止を図ると共に、選挙人登録制度を近代化させることである。同法によって、現政府が政権発足時の2010年5月に発表した連立政権合意文書の方針がひとつ実行されたことになる。連立政権合意文書とは、保守党と自由民主党の連立政権である現政府が政権発足直後に発表したものであり、次の総選挙までに実行する計画である政策を掲げていた。

イングランド、ウェールズ、スコットランドの現行制度では、自治体²が年に1回、「選挙人登録調査」を実施し、世帯単位での選挙人登録を行う。「選挙人登録調査」で、自治体は、管轄地域内の全世帯に選挙人登録用紙を配布し、世帯主は、その世帯で選挙権を有する全ての者の氏名等を記入して返送しなければならない。しかし、今回の新法の制定によって、この仕組みは廃止されることになった。

個人単位の選挙人登録制度は2015年末までに整備される計画である。新制度への移行のため、各自治体は、2014年中に、既存の選挙人名簿の情報とその他の公的記録を照合し、既に選挙人名簿に登録されている選挙人を個人単位の新しい登録システムに移す。こうした方法を取るため、現在、選挙人名簿に登録されている選挙人のうち約3分の2は、新制度への移行時に特別な手続きを行わなくても引き続き新しい選挙人名簿に登録されることになる見込みである。一方、照合作業で情報が一致しなかった者は、自治体から個別に連絡を受け、新しい個人単位の選挙人登録制度で登録を行う必要がある。その場合、登録を行う者は、国民保険番号(National Insurance number)や生年月日などの本人確認情報を提出しなければならない。政府は、こうした方法を取ることによって、可能な限り正確で完全な選挙人登録名簿を作成できると期待している。

¹ ただし、英国の中でも北アイルランドに限っては、2002年より個人単位の選挙人登録制度が導入されている。今回の新法で個人単位の選挙人登録制度が導入されたのは、北アイルランド以外の英国の全地域(イングランド、ウェールズ、スコットランド)である。

² イングランドで選挙事務(選挙人の登録及び投開票事務)を担う自治体は、二層制の地域では基礎自治体である「ディストリクト」、一層制の地域では各地域の唯一の自治体である「ユニタリー」または「大都市圏ディストリクト」、ロンドンでは「バラ(区)」である。スコットランド及びウェールズは、共に全域が一層制で統一されており、選挙事務は、「ユニタリー」と呼ばれる各地域の唯一の自治体が担う。本報告書で述べる「自治体」は、全てこれらの選挙事務を担う自治体を意味する。

同法はまた、インターネット上での選挙人登録の実現に向けて道筋をつけた法令でもある。インターネット上での選挙人登録が可能になれば、より簡単に選挙人登録を行うことができるようになる」と期待されている。

また、現行制度では、自治体を実施する「選挙人登録調査」で返答をせず、自治体の選挙人登録担当官 (Electoral Registration Officer、ERO)³に情報を提供しないことは刑法上の犯罪であり、最高で 1000 ポンドの罰金を科される可能性がある。しかし、政府は、新制度の導入にあたり、従来の罰則をさらに厳格化することはしなかった。逆に、選挙人登録を怠ることを、駐車違反などと同様、民事上の違反行為として扱う旨を規定し、制裁をより軽くした。

政府は、新しい罰則が、市民としての義務である選挙人登録の奨励に十分であると考えている。政府によると、多くの人が選挙人登録を怠ったために罰金を科せられることは意図するところではなく、同法では、選挙人登録担当官に対し、一定の手続きに沿って選挙人未登録者に登録を求めることを義務付け、再三にわたって登録の要請に応じない場合に限り罰金を科する旨が定められている。

同法はさらに、英国の下院選挙の選挙期間をこれまでより延ばした。下院総選挙については、これまでの「下院の解散日は投票日の 17 日前(土日祝日を除く)とする」との規定を、「同 25 日前とする」に変更した。これによって、特に海外在住者や海外派遣中の軍人などの郵便で投票を行う選挙人が投票用紙を受け取ってから返送するまでの期間が長くなり、郵便投票がよりやり易くなった。

新法の主な内容～インターネット等を利用した選挙人登録システムのための法的枠組み作りなど

「2013 年選挙人登録・選挙事務法」の主な内容は以下の通りである。(括弧内は各条項の適用地域を意味する)

- ・ 「個人選挙人登録制度 (Individual Electoral Registration、IER)」を導入し、英国の選挙人登録制度を大幅に改革する。新制度では、従来のような世帯単位ではなく、個人単位で選挙人登録を行う。2014 年より、選挙人名簿への新規登録者及び郵便投票又は代理投票による投票を希望する選挙人は、個人単位で選挙人登録を行わなければならない。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)
- ・ インターネットなど既存の方法とは別の手段を使った選挙人登録システムの実現に向けた法的枠組みを整備する。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)

³「選挙人登録担当官」とは、選挙事務を行う全ての自治体に置かれている役職であり、選挙人名簿の作成・維持をその役割とする。

- ・ 既に選挙人名簿に登録されている選挙人を個人単位の選挙人登録システムに移行させ、かつ選挙人名簿への未登録者を抽出するため、現在の選挙人名簿の情報とその他の公的記録を照合することを可能にする。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)
- ・ 自治体の選挙人登録担当官から再三にわたって選挙人登録を求められながらこれを行わないことを民事上の違反行為とする。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)
- ・ 英国の下院総選挙の選挙期間(下院解散から投票日までの期間)及び下院補欠選挙の選挙期間等を延長する。(英国全土)
- ・ 自治体の下院選挙の投票区域(polling district)⁴及び投票所の見直しを実施する頻度を、下院の改選時期の変更⁵に合わせ、これまでの4年ごとから5年ごとに変える。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)
- ・ 下院選挙で、候補者が同時に2つ以上の政党を代表して出馬する場合、投票用紙上で候補者名の横に表示される政党のシンボルマークに、自らが代表する政党のうち1つの政党に限りそのシンボルマークを使用することを許可する⁶。(英国全土)
- ・ 下院選挙または欧州議会選挙の投票日と重なる場合、パリッシュまたはコミュニティ・カウンスル⁷の議会選挙の投票日を自動的に延期させるとの現行法の規定を撤廃し、これらを同時に実施することを可能にする。(イングランド、ウェールズ)
- ・ 二次立法(secondary legislation)の一つである規則(regulation)を制定することにより、署名等の本人識別情報が自治体の記録と一致しないために郵便投票が無効になった場合、その旨を選挙人に通知する義務を選挙人登録担当官に課することを可能にする。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)

⁴ 選挙では、各自治体の管轄区域が複数の投票区域に分割され、それぞれの投票区域ごとに単一の投票所が設置される。

⁵ 英国では、2011年9月に「2011年国会会期固定法(Fixed-term Parliaments Act 2011)」が施行されたことにより、下院の会期が5年に固定された。英国において下院の会期が法令によって固定されたのはこれが初めてである。ただし、下院議員の3分の2以上の賛成が得られれば、前回選挙から5年が経過していなくても、新たに下院選挙を実施することができる。

⁶ これまでも2つ以上の政党を代表して下院選挙に立候補することは可能であったが、その場合の投票用紙上での政党のシンボルマークの表示に関する規定は存在しなかったため、今回の新法でこの点を明確化した。

⁷ パリッシュ及びコミュニティ・カウンスルとは、教会の教区に起源を持つ地域共同体的な性格の準自治体(sub-principal)である。

- ・ 現行法下で巡査(Police Constables)が行うことができるのと同様、地域警察補助官(Police Community Support Officers、PCSOs)⁸にも投票所への立ち入りを許可する。(イングランド、ウェールズ)
- ・ 「選挙委員会(Electoral Commission)」の助言に基づき、選挙の投開票業務の実施状況が不十分であった自治体の選挙統括責任者(Returning Officer)⁹の報酬の支払いを差し止めるかまたは報酬を減額する権限を国务大臣及び枢密院議長(Lord President of the Council)¹⁰に付与する。(イングランド、ウェールズ、スコットランド)

既に述べたように、「2013年選挙人登録・選挙事務法」による新制度の導入以降は、個人単位での選挙人登録のみが可能になる。新制度下で選挙人として登録した者は、今後、住所が変わらない限り、新たに選挙人登録を行う必要はない。

* * *

最後に補足すると、同法については、選挙人登録制度の変更のほか、法案の段階で修正が行われた結果、政府が計画していた下院の選挙区の区割り見直し作業が先送りされたことでも大きな関心を集めた。2013年1月中旬、上院で同法案の修正案が可決され、その結果、「2011年下院選挙投票制度・選挙区法(Parliamentary Voting Systems and Constituencies Act 2011)」によって実施が規定されている下院の選挙区の区割り見直し作業の期限が、次の下院選挙の実施後となる2018年10月1日まで先送りされた(「2011年下院選挙投票制度・選挙区法」では、見直し作業の期限は2013年10月1日までと規定されていた)。この見直し作業の目的は、議員一人あたりの有権者数の格差を縮小し、かつ議員数(選挙区数)を削減すること¹¹であり、当初の計画通りに実施されていれば、2015年に行われる次の下院選挙の前に、下院の議席数が現在の650から600に削減されるはずであった。

⁸ 「地域警察補助官(PCSO)」とは、イングランド及びウェールズの各地域の警察で雇用されている警官の補助員であり、地域の治安維持をその役割とする。

⁹ 選挙統括責任者は、自治体で、管轄地域内での選挙の実施に全体的な責任を負う。

¹⁰ 「枢密院(Privy Council)」とは、君主の顧問官の集合体として始まった古い歴史を持つ政府の機関であり、君主に対する君主の特権(royal prerogative)の行使に関する助言などを役割とする。

¹¹ 英国の下院選挙の投票方法は単純な小選挙区制であり、一つの選挙区から、得票数が最も多かった候補者一人のみが当選する。